

第 81 回財務省 NGO 定期協議質問書

議題 1: 国連 SDG サミット成果文書における SDR・国際開発金融機関改革に関連する事項について

提案者:

一般社団法人 SDGs 市民社会ネットワーク 開発ユニット

特定非営利活動法人ワールド・ビジョン・ジャパン

柴田 哲子

特定非営利活動法人アフリカ日本協議会

稲場 雅紀

公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

堀江 由美子

特定非営利活動法人 国際協力 NGO センター(JANIC)

堀内 葵

背景:

2030 年を期限とする SDGs 実施期間の中間年に当たる 2023 年、ニューヨークの国連本部において 9 月 18-19 日の 2 日間にわたり、4 年に 1 回開催される「SDG サミット(2023 SDG Summit)¹」が開催された。「SDG サミット」の成果文書として採択された「政治宣言(Political Declaration)²」では、SDGs の達成に対する危機感とともに、資金調達規模の拡大や開発途上国へ実施手段を提供するための諸方策が示された。

質問:

1. 「政治宣言」は、草案の回付期間において、米国や日本をはじめとする複数国により沈黙手続(Silent Procedure)が破られ、採択の直前まで、特に持続可能な開発のための資金調達に関する段落(第 38 段落)や、「共通だが差異ある責任」(CBDR)に言及した段落(第 11 段落)などについて議論や文言修正が行われたと承知している³。日本政府(財務省)として、特に修正提案を行った箇所や異議を表明した箇所についてご教示いただきたい。
2. 「政治宣言」では、第 38 段落(t)(vii)において、特別引出権(SDR)の再配分(チャネリング)が奨励されている。日本政府は、SDG サミットにおける岸田文雄内閣総理大臣のスピーチ⁴にもあるように SDR チャネリングの引上げに率先してコミットし、G7 が 2021 年にコミットした 1,000 億ドルのチャネリングという野心的なターゲットの達成に大きく貢献している。具体的には、本年 4 月に開催された第 47 回国際通

¹ 2023 SDG Summit (<https://www.un.org/en/conferences/SDGSummit2023>)

² Political declaration of the high-level political forum on sustainable development convened under the auspices of the General Assembly (https://hlpf.un.org/sites/default/files/2023-09/A%20HLPF%202023%20L1.pdf?_gl=1*vkzl3c*_ga*MTA3MTQ2Nzc2Mi4xNjgwMTcyMjl3*_ga_TK9BQL5X7Z*MTY5OTMzOTU1Ny4xMTEuMS4xNjk5MzZjY3LjAuMC4w)

³ Devex (03 August 2023), *Exclusive: US, allies block major UN development declaration* (<https://www.devex.com/news/exclusive-us-allies-block-major-un-development-declaration-106006>) (2023 年 11 月 7 日最終アクセス)

⁴ SDG サミット岸田総理スピーチ(https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/statement/2023/0919sdg.html) (2023 年 11 月 7 日最終アクセス)

貨金融委員会(IMFC)における日本国ステートメント⁵にて「世界全体で 1,000 億ドルの野心達成に向けて、SDR チャネリングを新規配分額の 20%(84 億ドル)から 40%(167 億ドル)まで引き上げ」る旨表明しており、市民社会としても、世界情勢が危機的状況にある中、最も積極的な対応を行う日本政府のリーダーシップを大変歓迎している。一方、本年 4 月の第 80 回財務省・NGO 定期協議時に財務省から応答があったように⁶、「日本だけが突出してもこの取組の意味がない」。低所得国や脆弱国などの最もニーズの高い国に必要な支援を行うためにも、また、日本の貢献を意義あるものとするためにも、日本政府から G7 や G20 諸国などに対し SDR チャネリングへの対応を促すためどのような働き掛けを行っているのか、また、個別の議論や当該国の応答等について、差し支えない範囲で共有いただきたい。

3. 日本政府は、5 月に開催された第 58 回アフリカ開発銀行(AfDB)年次総会・第 49 回アフリカ開発基金(AfDF)年次総会において、「SDR チャネリングについて、日本は、参加する方向で前向きに検討するとともに、引き続き積極的に議論に参画します」と発言している⁷。AfDB を通じたチャネリングに関する日本政府の立場を差し支えない範囲でお聞かせいただきたい。また、ADB を経由したチャネリングについても、具体的な議論が行われているのかを含め、日本政府の立場を差し支えない範囲でご教示いただきたい。
4. これに関連して、アフリカ連合とケニア政府が9月4-6日に開催した「アフリカ気候サミット」は、以下の論点を含む「気候変動に関するアフリカの指導者のナイロビ宣言及び行動提起」において、国際社会に対して以下の提案を行っている⁸。これについて、日本政府の立場をご教示いただきたい。
 - 少なくとも 1,000 億ドルの SDR をアフリカにチャネリングさせること。これには、AfDB を通じてのチャネリングも含む。また、COP28 までに、このチャネリングを促進するための SDR のドナーグループを形成すること。
 - 気候変動危機に対応するために、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)への対応額と同等の 6,500 億ドルもしくはそれ以上の SDR の配分を行うこと。
5. 「政治宣言」の第 38 段落(t)(viii)では国際金融アーキテクチャー改革について述べられており、現在進行中のプロセスにおいて途上国の発言と参加の拡大・強化が謳われている。日本政府は、岸田文雄内閣総理大臣が前述の SDG サミットのスピーチにおいて国際開発金融機関(MDBs)の改革に積極的に貢献すると述べているほか、本年 10 月の第 48 回国際通貨金融委員会(IMFC)における日本国ステー

⁵ https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/imf/imfc/imfc_20230414_2.pdf

⁶ 第 80 回財務省 NGO 定期協議議事録(http://jacses.org/wp_jp/wp-content/uploads/2023/06/mof80.pdf) (2023 年 11 月 7 日最終アクセス)

⁷ 第 58 回アフリカ開発銀行・第 49 回アフリカ開発基金年次総会日本国総務演説 (https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/mdbs/afdb/2023st.html) (2023 年 11 月 7 日最終アクセス)

⁸ The African Leaders Nairobi Declaration on Climate Change and Call to Action (<https://media.africaclimatesummit.org/Final+declaration+1709-English.pdf>) 第 52 段落 i-iii

トメントにおいて、「IMF のガバナンス改革については、途上国の声を IMF における意思決定によりよく反映させるため、25 人目の理事をサブサハラ・アフリカから追加することを支持⁹⁾する旨表明しており、その姿勢を歓迎する。一方、必要とする国に資金が届かない状況を踏まえ、「政治宣言」の第 38 段落 (t)(ix)では MDBs に対しそのマンデートの範囲内で追加的な資金を動員・提供できるよう、グラント及び譲許的資金の増額、資本基盤のより良い活用、MDBs の各理事会による資本増強方法の検討等が求められている。これらに対する日本政府の意見を伺いたい。

6. 国際金融アーキテクチャー改革と関連し、IMF における SDR の配分が現行では出資比率に応じて行われており、低所得国や脆弱性の高い国々への配分が不十分であるとして配分制度の改革を求める声が、国連事務総長が今年 2 月に発表した「アジェンダ 2030 実現のための SDGs 刺激策」や各国市民社会から上がっている。前述の第 48 回国際通貨金融委員会(IMFC)において、新たなクォータ計算式を含むクォータシェアの調整に関する議論に基づき、第 16 次クォーター一般見直しを完了し、さらなるクォータシェアの調整に向けた指針としての複数のアプローチを 2025 年 6 月までに策定することを理事会に求めている。このプロセスにおいて、低所得国や脆弱性の高い国々に向けた配分の拡大についての見直しが引き続き行われるということか。これら議論の内容と、日本政府としての考え方を伺いたい。

議題 2: アジアの公正なエネルギー移行パートナーシップ(JETP)及びエネルギー移行メカニズム(ETM)に係る市民社会の参加機会と支援対象について

提案者: 国際環境 NGO FoE Japan 波多江秀枝

背景:

JETP 及びアジア開発銀行(ADB)の主導する ETM については、前回の第 80 回財務省・NGO 定期協議(2023 年 4 月 26 日開催)でも、これら支援スキームの決定・実施・モニタリング過程において、市民社会に対する透明性、情報周知、参加機会、説明責任を十分に確保することが重要である点、また化石燃料の利用の延命が図られることになる石炭火力発電所でのバイオマス、アンモニア、水素の混焼や二酸化炭素回収・貯留(CCS)／二酸化炭素回収・利用・貯留(CCUS)を支援対象に含めるべきでない点について、議論を行ってきた。

その後、インドネシア JETP については、報道¹⁰⁾等によれば、2023 年 8 月 16 日に JETP 事務局からインドネシア政府及び国際パートナーズグループ(IPG)両者に対して包括的投資政策計画(CIPP)草案が提出された。しかしその際には CIPP 草案は公表されず、策定プロセスの詳細なスケジュールも公表されぬままであった。両者のレビュー及びフィードバック後に一般に公開され、パブリックコメントのプロセスを経た後、今年後半に発表予定であることは報道等で伝えられていたが、2 ヶ月半にわたり、CIPP 草案自体に対するインプットを市民社会からできない状況が続いていた。

⁹⁾ 第 48 回国際通貨金融委員会(IMFC)における日本国ステートメント

(https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/imf/imfc/imfc_20231014_2.pdf) (2023 年 11 月 7 日最終アクセス)

¹⁰⁾ <https://abcnews.go.com/Business/wireStory/plan-indonesia-spend-20-billion-transition-cleaner-energy-102303127>

ようやく2023年11月1日にCIPP草案が公表されたものの、当初公開された草案は英語のみで、インドネシア語での公表が確認できたのは11月9日になってからであった。またパブリックコメントの期間は11月14日までとされ、最終化されたCIPPは11月30日から開催される国連気候変動枠組み条約第28回締約国会議(COP28)前に正式に発表予定とされている¹¹。

ETMを活用する第一号案件として発表されたインドネシアのチレボン石炭火力発電所1号機(チレボン1号機)については、ADBがセーフガード政策に基づく環境監査を2023年第1四半期から第3四半期にかけて実施予定であること、また地権者、漁民など1号機の影響を受けてきた住民や環境団体との協議も実施予定であることがADBからCSOsに伝えられてきたが、そのような協議はこれまで実施されていない(2023年11月9日現在)。一方、ADB、インドネシア投資公社(INA)、インドネシア国有電力会社(PLN)、及びチレボン・エレクトリック・パワー社(CEP)といった関係者間で具体的な支援スキーム等に関する交渉が進んでいると理解しているが、その中身やスケジュールについては依然として公開されないままとされている。

質問:

1. インドネシアJETPについては、CIPP草案がインドネシア政府及びIPGに提出されて以降、11月1日に一般に公開されるまでの2ヶ月半の間にも、インドネシアの市民社会¹²等からJETPに係る意見は出されてきたが、入手できる情報が限られている上、十分な議論を行う機会も設けられてこなかった。11月1日から14日までのCIPP草案に関するパブリックコメント期間中には、オンライン公開セッション(1時間)や市民社会との協議の場が設定されているものの、300ページ以上に及び、内容も多岐にわたる政策文書に対して14日というコメント期間の設定が適切であるとは言い難い。また、CIPP草案のインドネシア語の公開は11月9日になって初めて確認されており、インドネシアの市民社会の参加機会を著しく損なっている状態である。さらにパブリックコメント期間後、ほぼ2週間後にはCIPPを最終化し、正式発表が行われる予定とのことであるが、その間にどのように一般からの意見を議論し、CIPPに反映していくのか不透明である。

CIPP策定プロセスの現状について、幅広い市民社会の意見を取り入れられるよう、市民社会に対する透明性、情報周知、参加機会、説明責任が十分に確保できていると財務省はお考えか。少なくとも、CIPP草案についてインドネシア語での公開／パブリックコメントの期間を十分に設けること、またパブリックコメント期間後、文書の最終化前にも市民社会との十分な議論の機会を設けること、市民社会の意見がどのように反映されたのか説明責任を果たすことが重要であると考えますが、財務省の見解を伺いたい。

2. 2023年8月16日にCIPP草案がIPGに提出されて以降、11月1日に一般に公開されるまでの間、IPGはレビュー及びフィードバックを行うことが想定されていたようだが、日本政府からは主にどのようなフィードバック(支援対象、支援スキーム等)を行ったのか、ご教示いただきたい。また8月16日時点のCIPP草案と11月1日時点のCIPP草案の間で特筆すべき変更点があった場合には、その内容を変更の理由とともにご教示いただきたい。

3. CIPP草案では、オングリッドの発電見通しの中で、「After 2040, an increasing number of fossil-fuel based

¹¹ <https://jetp-id.org/news/jetp-indonesias-draft-investment-plan-released-for-public-comment>

¹² <https://trendasia.org/wp-content/uploads/2023/10/White-paper-Eng.pdf>

power plants (coal and gas) are retired and retrofitted to fully run on bioenergy or ammonia, for coal power, and hydrogen for gas power.」(p. 50 及び p. 82)との記載がなされている。バイオマス、アンモニア、水素を用いた技術の導入については、これまで CSOs からライフサイクルを通じた CO2 排出削減効果や経済性等の観点から、「誤った気候変動対策」であることを指摘してきた。今後、JETP のスキームでバイオマス、アンモニア、水素の専焼技術が支援対象として含まれることは想定されているか。

4. CIPP 草案では、「coal plant repurposing can play a key role in providing secure and reliable electricity.」(p. 82)、また「Repurposing coal plants has the potential to serve as a transitional tool while clean energy technologies scale up to become the dominant electricity generation resources.」(同)との記述があり、石炭火力の「Repurpose(再利用)」の役割が強調されている。さらにバイオエネルギーについては、「Table 5.6-5 Top priority bioenergy projects」(p. 95)において、「Potential Implementation of Co-firing in 52 Identified CFPPs(912.1 MW)」が最優先事業にリストアップされている。JETP 優先事業(Appendix)でもバイオエネルギー事業がリストアップされているが、前回の定期協議での財務省のご回答を踏まえると、JETP のスキームでは石炭火力発電所におけるバイオマス混焼は支援対象にならないという理解で正しいか。

5. CIPP 草案によれば、「日本は現在、JICA の譲許的融資、JBIC の非譲許的融資と投資、少額の無償資金からなる 17 億米ドルの資金拠出を約束している。米ドルの金額は円との為替レートの関係上、目安であり、資金配分や条件はプロジェクトごとに決定される。JETP 投資重点分野(IFA)の全分野が対象であり、プロジェクトが要件や制限事項を満たすことが条件となる。」(p. 143)とのことであるが、JICA 及び JBIC が JETP 優先事業(Appendix でリストアップされている 416 事業)に資金供与する場合も、通常の案件と同様、JICA 及び JBIC 各々の環境社会ガイドラインが適用される、つまり、JICA 及び JBIC の支援に係る意思決定前にカテゴリ分類に応じた環境レビューや情報公開等が実施されるという理解で正しいか。

6. CIPP 草案では、プラブハン・ラトゥ石炭火力発電所(早期廃止予定年は 2037 年。必要資金額は 8 億 7,000 万米ドル)と並び、チレボン 1 号機も「Investment Focus Area #2 Priority Projects: Early CFPP Retirement and Managed Phase-out」の優先事業としてリストアップされ、早期廃止予定年は 2037 年、必要資金額は 3 億米ドルと記載(p. 258)されている。一方、「Table 7.2-1 Investment in new renewable energy generation and transmission/distribution required to achieve JETP's power sector pathway」(p. 128)によれば、2030 年までに IFA 2 の分野に対して必要な資金額は 13 億米ドルとされている。この 13 億米ドルは優先事業としてリストアップされている上記 2 案件の早期廃止のために必要な資金か。それとも、2 案件において完全に廃止されるまでの一時的な措置として、バイオマス等の混焼技術を導入するために利用される可能性はあるか。もし 2 案件以外に資金が活用されるのであれば、どのような用途かご教示いただきたい。

7. ADB に対しては、この間、特にバイオエネルギーに係る警鐘を鳴らす公開書簡「石炭からの脱却は、誤った対策である木質バイオエネルギーへの支援を伴うものであってはならない」(2023 年 10 月 19 日付)¹³が国際

¹³ <https://globalforestcoalition.org/adb-coal-exit-must-not-entail-support-of-the-false-solution-of-wood-bioenergy/>

NGO から提出されている。同書簡では、石炭火力へのバイオマス混焼が石炭火力を延命させるだけでなく、森林生態系や多様性を損ない、炭素蓄積、地域コミュニティに悪影響を与えることを指摘し、石炭火力の「Repurpose(再利用)」のスキームで木質バイオマスやその他の混焼案件を支援しないこと、新たな木質バイオマス事業を支援対象から除外し、既存の木質バイオマスへの支援を引き揚げることを ADB に要請している。こうした意見も踏まえ、JETP や ETM の支援対象に木質バイオエネルギーを含めるべきではないと考えるが、財務省の見解を伺いたい。

8. チレボン 1 号機の早期廃止に向けた ADB の支援については、セーフガード政策(2009 年)に基づく環境監査の結果をうけ、カテゴリ分類や情報公開等が ADB 理事会の承認前に行われるものと理解している。しかし現在、チレボン 1 号機の早期廃止に向けた具体的な支援スキーム等に関する話し合いが ADB を含む関係者間で進められており、市民社会への情報公開もないまま／市民社会の参加機会が確保されないまま新たな覚書や合意等が形成され、ADB の支援に係る意思決定前(ADB 理事会の承認前)であるにもかかわらず、ADB による支援が既成事実化されてしまうことが懸念される。本件に係る透明性や情報公開が不十分である点は、これまでも議論させていただいてきたが、ADB 理事会の承認前に事業・支援関係者間のみでの新たな覚書や合意が形成されるのではなく、透明性の高い、市民社会の参加も確保した形での話し合いが必要であると考え、財務省の見解を伺いたい。

議題 3: JICA の LEAP 出資及び JBIC とのデマケーションについて

提案者:「環境・持続社会」研究センター(JACSES)、田辺有輝

背景:

2016 年 3 月、国際協力機構(JICA)はアジアインフラパートナーシップ信託基金(Leading Asia's Private Infrastructure Fund: LEAP)に対して、海外投融資による 15 億ドルの出資を承諾した。しかし、これまでにアジア開発銀行(ADB)を通じて LEAP が活用された案件の中には、以下の表で示す通り、国際協力銀行(JBIC)や民間銀行が協調融資を行なっているものがある。

表: LEAP 及び JBIC、民間銀行等の協調融資案件(単位: 百万米ドル)

融資契約締結日	案件名	現地国	LEAP (JICA)	ADB 民間	ADB 他 スキーム	JBIC	NEXI	協調融資参加の民間銀行
2017 年 1 月 26 日	ムアララボー地熱発電事業	インドネシア	20	70	19.25	198	132	みずほ MUFG SMBC
2018 年 10 月 18 日	ジャワ 1 Gas-to-Power	インドネシア	120	185		604	403	みずほ MUFG OCBC クレディ・アグリコ ル

								Societe Generale
2019年 11月18日	Gulf PD 天然ガス焚複 合火力発電プロジェクト	タイ	45	50	85	208		OCBC DZ Bank みずほ SMBC 三井住友信託 タイ法人銀行複数
2020年 7月30日	メグナハット天然ガス焚 複合火力発電事業	バングラデ シュ	100	100		265	177	みずほ SMBC MUFG Societe Generale

「JICA 海外投融資に関する案件選択の指針」では、海外投融資は「先導的案件」であることが要件とされており、「既存の民間金融機関による非譲許的な融資で現状対応できない場合」とされている。また、協調融資案件においては、相手先が地場金融機関のみ、国際開発金融機関のみ又はその両者に限定されている。そこで、以下の点を質問したい。

質問：

1. LEAP の個別事業資金拠出の意思決定において、日本政府・JICA はどのように関与しているか？この意思決定において日本政府・JICA はキャスティングボードを握っているか。
2. 上記 4 案件では、「JICA 海外投融資に関する案件選択の指針」の要件をどのようにクリアしているのか。
3. JICA 出資先の信託基金が「JICA 海外投融資に関する案件選択の指針」の対象外である場合、その根拠を教えてください。

議題 4:クーデター発生後のミャンマーにおける円借款事業継続による債務、及びミャンマー・ヤンゴンでの複合不動産開発・運営事業(通称 Y Complex)に対する JBIC 融資について

提案者:メコン・ウォッチ 木口由香

背景：

ミャンマーでは、2021年2月1日にミャンマー軍によるクーデターが発生してから、ミャンマー軍によって殺害された人は民主派活動家や民間人を含め、確認されているだけでも11月6日時点で4,174名、これまで逮捕された人は延べ25,379名[1]となっている。国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)によると、10月2日時点で国内避難民(IDP)は200万人、うちクーデター以降のIDPは170万人に上ると推定され[2]、前回ミャンマーに関して質問を行った2022年6月の第78回定期協議から状況は悪化する一方である。また、ミャンマー軍の実

効支配が及ぶ領域が縮小しているという分析もある[3]。

クーデター以降のミャンマーは、外貨不足に見舞われているとたびたび報道されている。通貨チャットの 2021 年 2 月 1 日のレートは 1 米ドル約 1,300 チャットであったが[4]、現在は中央銀行が定めた公定レートが 2,100 チャット、実勢レートでは 3,200-3,400 チャットとなり[5]、チャット安が進んでいる。外貨獲得のため、中央銀行が 2022 年 4 月に強制両替の通達を出し[6]、2023 年 10 月には、在外ミャンマー人の所得からも徴税すると報じられ[7]、一般市民に負担をかけることによって外貨不足を解消しようとしている状態である。

日本政府はクーデター以前、2020 年までの累計で、ミャンマー政府と 13,785 億円の借款契約に調印し、現在 34 案件 7,396 億円相当の事業が実施中であると理解している。国連開発計画委員会の定める後発開発途上国(LDC)であるミャンマーの経済規模に比し、巨額とも言える規模の円借款事業を実施することを可能にしたのは、2011 年のミャンマー民政化を受けて日本政府が 2013 年に延べ 5,150 億円の延滞債務解消措置をしたことに端を発している。債務の一部は、平成 24 年度(2013 年 1 月)に社会経済開発支援計画として繰り延べられている。この延滞債務解消措置後に本格化した円借款の供与もあり、今後ミャンマーの円借款の償還額は急増するものと理解している。社会経済開発支援計画の事後評価書によると、この借款は対外延滞債務問題の解消を進めるとともに、マクロ経済運営・開発政策、社会セクター、ガバナンス分野での改革を後押しすることが目的であったとされるが[8]、今回の軍のクーデターによってそれらプロセスのほぼ全てが停滞、あるいは破壊されたといっても過言ではない。

現在、日本政府が実施しているミャンマーに対する経済協力については、「ミャンマー国民の生活水準の向上やミャンマーの経済発展のため、また、人道上の観点から実施してきているものであるが、ミャンマーに対する経済協力の今後の在り方については、開発協力大綱を踏まえ、事態の推移、関係国の対応等の状況を注視しつつ、引き続き、検討を進めてまいりたい」といった回答が外務省、財務省他、関係省庁や政府から繰り返されているが、ミャンマー国内の人権状況は冒頭で述べたとおり悪化の一途をたどっており、民主化に向けた動きも見られず、EU、米国、英国、カナダは標的型の制裁対象を強化している。

当方は、ミャンマー軍による弾圧や各地での武力衝突の下では、日本の円借款で実施される大型インフラ整備の経済への波及効果は一部地域にしか及ばず、ミャンマーの人々全体の生活向上に資する可能性は低いと考え、何度も指摘をしてきた。また、現在実施中である「住宅金融拡充計画」、「中小企業金融強化計画」、「農業・農村開発ツーステップローン計画」では、事業開始時にミャンマー側に資金が提供され、現地通貨チャットに両替され、現地銀行で管理されていると理解しているが、現在の水準のチャット安が続けば、円に換算した際の返済額が供与時から倍増することも憂慮している。さらに、現在の軍の強権的な政権運営の元でこれらの資金が適正に管理されるのかや、その管理状況を JICA が正しく確認できるのかも懸念される場所である。

Y Complex(Y コンプレックス)は、ミャンマー、ヤンゴン市にホテル・サービスアパートメント等を備えた複合不動産を建設・運営する事業である。国際協力銀行(JBIC)は 2018 年 12 月にこの事業に対し「質高インフラ環境成長ファシリティ」の一環として支援を決定し、東京建物株式会社および株式会社フジタ(大和ハウス工業子会社)が、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構(JOIN、国土交通省が管轄する官民ファンド)と共に設立し

たシンガポールの法人 Yangon Museum Development Pte. Ltd.(YMD)との間で、融資金額約 4,700 万米ドルを限度とする貸付契約を締結している。この YMD がミャンマーの法人 Yangon Technical and Trading Company Limited(YTT)と共に設立したミャンマー法人 Y Complex Company Limited が、事業を開発・運営する[9]。環境アセスメントに添付された賃貸借契約書から、賃貸人が同国軍の兵站副局長で、賃料はミャンマー・チャットまたは米ドルで「防衛口座 (Defence account)」に振り込まれることが明らかになっており[10]、ミャンマー軍を利する事業であることから、第 74 回、75 回、78 回の定期協議でも議論してきた。事業者の東京建物は、「2022 年 12 月期第 1 四半期 決算説明資料」で本事業を「工事中断」としている[11]。

JBIC は第 75 回定期協議(2021 年 3 月 5 日)において、「本件は賃料がミャンマーの国防省の兵站局に支払われていることは JBIC としても承知している。その賃料支払いについては、歳入としてミャンマー政府の一般会計に入っているものと認識している。(中略)ミャンマーにおいては予算法という法律に基づいて、いわゆる一般会計予算が対外公表されており、そこの枝ぶりとして国防省も含まれている[12]」と説明している。

兵站局は 2021 年 12 月、米国、英国とカナダの制裁対象となった[13]。また米国政府は 2023 年 6 月 21 日、ミャンマー国防省が「数十年にわたり抑圧的な軍事支配を行い、2021 年のクーデター後にそのような支配を暴力的に復活させたミャンマー軍を指揮し支配している」ことを理由に、ミャンマー国防省を金融制裁の対象となる「特別指定国民」とした[14]。これらの制裁により、Y コンプレックス事業における土地賃料の最終的な支払い先が兵站局、あるいは国防省であっても、ミャンマーでの軍による暴力と Y コンプレックス事業との関係が明確になったと考える。

質問:

1. 現在まで、ミャンマーからの円借款の償還は当初計画通り行われているのか。
2. 武力によって権力を掌握したミャンマー軍の「政権」に対して、二国間の国際約束を伴う円借款供与を継続する判断の具体的な根拠とは何か。
3. 財務省は、現状下でのミャンマーへの円借款による援助効果や、軍のもたらした経済不振の影響下にあるミャンマーの一般市民から円借款の返済を求めることになる点、ツーステップローン事業のような資金の適正管理をどのように評価しているのか。
4. 現在のミャンマーの政治経済状況から、過去の軍事政権同様、今後、円借款が返済されなくなる可能性は低いと考えられる。ミャンマーの債務をこれ以上増やさないという観点からも、借款事業を停止すべきではないかと考えるが、その予定はないのか。
5. Y コンプレックス事業の賃料の支払い先であると JBIC が認識しているミャンマー国防省に、米国政府が制裁を科している。この制裁によって賃料の支払い方法に変更は生じるのか。
6. 米国政府が「ミャンマー軍を指揮し支配している」と認定した国防省が関与すると JBIC が認識している事業

に対し日本の公的資金が融資されている状態は、制裁の効果を阻害する要因になるのではないか。財務省としてどのような見解をお持ちか。

7. Y コンプレックス事業は無期限で停止しており、融資実行も停止していると承知している。一般論として、融資の目的が果たせない状況であれば、JBIC は貸付を停止し、企業に早期返済を求めるべきだと考えられるが、財務省はどのような見解をお持ちか。

8. 「国連ビジネスと人権に関する指導原則」や「OECD 多国籍企業ガイドライン」のもとでの責任を果たすため、JBIC は Y コンプレックス事業に関し人権デューディリジェンスを行い、その結果によっては事業への支援停止を検討すべきではないか。また、JBIC 事業における人権デューディリジェンスの実施に関し財務省はどのような見解をお持ちか。

参考資料:

公開書簡: 米国がミャンマー軍政の国防省を制裁対象に 日本政府は直ちに Y コンプレックス事業からの完全撤退をすべき(2023 年 7 月 25 日)

http://www.mekongwatch.org/PDF/rq_20230725_Ycomplex_J.pdf

【要請書】改めて日本政府の対ミャンマーODA の停止を求めます (2023 年 10 月 3 日)

http://www.mekongwatch.org/PDF/rq_20231003.pdf

[1] 政治囚支援協会. <https://aappb.org/?p=26674>

[2] Myanmar Humanitarian Update No. 33. (2 October 2023)

<https://www.unocha.org/publications/report/myanmar/myanmar-humanitarian-update-no-33-2-october-2023>

[3] <https://specialadvisorycouncil.org/2022/09/briefing-effective-control-myanmar/>

[4] <https://www.oanda.com/currency-converter/ja/?from=USD&to=MMK&amount=1>

[5] 8 月時点の情報。大阪産業局. 「【速報】ミャンマーの最新情勢 (2023 年 8 月 9 日)」

<https://www.obda.or.jp/wp-content/uploads/2023/08/myanmar-report-20230809.pdf>

[6] JETRO. 「中銀、外貨から現地通貨チャットへの両替義務の免除対象を発表(ミャンマー)」

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/04/c652b37142a8c4ad.html>

[7] 朝日新聞. 「ミャンマー在外労働者らにも所得課税で波紋 国軍の「外貨収入源」に」(2023 年 10 月 14 日).

<https://digital.asahi.com/articles/ASRBF7XB4RBFUHB101B.html>

日本経済新聞. 「ミャンマー軍事政権、在外国民から外貨徴税」(2023 年 10 月 2 日)

<https://www.nikkei.com/article/DGKKZO74923790S3A001C2EAF000/>

[8] 社会経済開発支援計画事後評価.

https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2014_MY-C1_4_f.pdf

[9] JBIC プレスリリース.

<https://www.jbic.go.jp/ja/information/press/press-2018/1218-011714.html>

[10] Environmental Impact Assessment Y COMPLEX PROJECT Dagon Township. YANGON. July 2019.
<http://ayeyarhinthar.com/pdf/Environmental%20Impact%20Assessment%20Report%20of%20Y%20Complex%20Project.pdf>

[11] <https://pdf.irpocket.com/C8804/wigp/J1iz/Qg9u.pdf>

[12] http://jacsces.org/wp_jp/wp-content/uploads/2021/05/mof75.pdf

[13] (米国) Treasury Sanctions Perpetrators of Serious Human Rights Abuse on International Human Rights Day," U.S. Department of the Treasury press release, December 10, 2021 at <https://home.treasury.gov/news/press-releases/jy0526>;

(英国) "New UK sanctions target human rights violations and abuses in Myanmar and Pakistan," Foreign, Commonwealth & Development Office press release, December 10, 2021 at <https://www.gov.uk/government/news/new-uk-sanctions-target-human-rights-violations-and-abuses-in-myanmar-and-pakistan>;

(カナダ) "Backgrounder: Additional Myanmar sanctions," Global Affairs Canada, updated December 10, 2021 at <https://www.canada.ca/en/global-affairs/news/2021/12/backgrounder-additional-myanmar-sanctions.html>.

[14] "Treasury Sanctions Burma's Ministry of Defense and Regime-Controlled Financial Institutions," June 21, 2023.

<https://home.treasury.gov/news/press-releases/jy1555>

議題 5: 豪州バロッサガス田開発事業における環境社会配慮要件及び JBIC の対応について

提案者: 「環境・持続社会」研究センター (JACSSES)、田辺有輝

背景:

国際協力銀行 (JBIC) が支援中の豪州バロッサガス田開発事業について、2023 年 7 月 13 日に JBIC 宛てに以下の質問を送付したが、同日に JBIC から受領確認はあったものの、本質問書提出時点で、質問への回答は得られていない。

- A) 2022 年 12 月 2 日の判決の通り、本事業では先住民族への影響が明確となった。同判決以降、JBIC は、環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン (以下、ガイドライン) の第二部の規定に基づいて、借入人等に対して先住民族計画 (又は相当する文書) の作成・公開及び JBIC への提出を求めたか、又は求める予定はあるか。
- B) JBIC が先住民族計画を入手した場合、JBIC ウェブサイトで公開する予定か。
- C) JBIC は Offshore Project Proposal (PP) を環境社会影響評価報告書に相当する文書として公開している (※1)。OPP は改訂される予定はあるか。改訂される場合、JBIC は改訂後の OPP をウェブサイト上に公開する予定か。
- D) 環境許認可が再発行された場合、再発行された環境許認可は JBIC ウェブサイト上で公開される予定か。
- E) JOGMEC (※2) によれば、オーストラリア連邦政府のセーフガード・メカニズムが改訂され、本事業については生産開始初日より CO2 排出ゼロを求められるとのことである。JBIC はセーフガード・メカニズムにおいて本事業に求められる要件についてはどのように理解しているか。

そこで、以下、質問する。

質問：

1. 本質問の回答が3か月以上できない理由は何か。前回協議会でも同様に未回答の状況が生じていたが、このように長期間の未回答が頻発していることは、「当行は、環境レビュー及びモニタリングにおいて様々な意見・情報を考慮に入れるため、関係機関、ステークホルダーからの情報提供を歓迎する。(中略)第三者に対し、求めに応じて当行は可能な範囲で環境社会配慮に関する情報の提供を行う。」と規定したガイドラインを逸脱していないか。監督機関である財務省の見解を伺いたい。
2. 上記A～Eについてご回答を頂きたい。

※1

<https://www.jbic.go.jp/ja/business-areas/environment/projects/62018.html>

※2

https://oilgas-info.jogmec.go.jp/info_reports/1009585/1009684.html

https://oilgas-info.jogmec.go.jp/info_reports/1009585/1009832.html

議題 6:国際協力銀行(JBIC)支援案件チレボン石炭火力発電事業・拡張計画(2号機):贈賄事件に係る判決を受けてのJBICの対応について

提案者:国際環境 NGO FoE Japan 波多江秀枝

背景:

国際協力銀行(JBIC)が2017年11月14日以降、貸付実行を継続してきたインドネシア・西ジャワ州チレボン石炭火力発電事業 拡張計画(2号機、1,000メガワット)(以下、2号機事業)の贈収賄事件については、2023年3月にインドネシア捜査当局である汚職撲滅委員会(KPK)が元チレボン県知事を起訴し、公判が開始されたことを受け、前回の第80回財務省・NGO定期協議(2023年4月26日開催)の間でも、JBICの対応について議論を行った。

その後、2023年8月18日、2号機事業に係る収賄のケースを含め、元チレボン県知事に有罪判決が言い渡された。また公判における証人の証言及び被告である元チレボン県知事の陳述では、以下のとおり、2号機事業の事業者であり、JBIC等からの直接の借入人であるチレボン・エナジー・プラサラナ社(CEPR。)の元上級幹部が贈賄行為に関与していたことに言及がなされた(役職は当時)。

- CEPRの上級幹部2名(うち一名はCEPR社長 Heru Dewanto。もう一名は Teguh Haryono)がチレボン県知事に対し、CEPRが申請した石炭火力発電所2号機の建設許可の手続きを滞りなく行い、さらに2号機建設に対するデモへの対処支援を求め、チレボン県知事に10億ルピアを渡した。(被告である元チレボン県知事の陳述によれば、3億ルピアが被告に渡された他、金額は不明であるものの、「Forkopimda」(Forum Koordinasi Pimpinan Daerah:県知事、県警察局長、県検事局長、県軍管区司令官)にCEPRが

ら資金が直接支払われたとのこと。)¹⁴

- CEPR 上級幹部 2 名(同上)が、現代建設の関係者(副ゼネラルマネージャー HERRY JUNG、管理運営マネージャー KIM TAE HWA、2 号機建設現場プロジェクトマネージャー AM HUH)とチレボン県知事を双方に紹介した。CEPR 側はチレボン県知事に対し、CEPR の許認可申請の手続きに関連して、今後、HERRY JUNG が許認可手続きを引き続き行うことを伝えた。さらにチレボン県知事に対し、CEPR の申請手続きが迅速に進むように支援を求めるとともに、デモへの対処を求めた。その他、チレボン県知事の「運営資金」の提供が現代建設の上記 3 名から行われることが伝えられた。
- 現代建設の HERRY JUNG がチレボン県知事に対し、建設許可と住民のデモの問題を再び伝えたことを受け、チレボン県知事は DPMPSTP(統合投資許認可サービス局)に対して CEPR の許認可手続きを早める手助けをするように命じた。許認可手続きの手助けをした後、現代建設の HERRY JUNG から DPMPSTP に直接 5,000 万ルピアが支払われた。
- チレボン県知事が住民の抗議を沈静化するためとして「運営資金」を要求した。この「資金」は、現代建設から架空のコンサルティング業務の契約金(100 億ルピア)として支払われることになった。
- チレボン県知事は、ブブル郡長に彼女の義理の息子(2 号機事業地であるアスタナジャプラ郡の元郡長の義理の息子でもある)の会社ミラデス・インダ・マンディリ社(MIM 社)を現代建設との架空契約に参加させるよう求めた。しかし、MIM 社はコンサルタント会社ではなく、単なるイベント企画会社に過ぎなかった。
- 2017 年 6 月 14 日、MIM 社と現代建設の間で、2 号機事業のコンサルタント業務に係る架空のプロジェクト契約(総額 100 億ルピア)が結ばれた。
- 2017 年 6 月から 2018 年 10 月の間、4 回に分けて 70 億 2,000 万ルピアの「資金」が現代建設の複数の関係者から MIM 社を通じてチレボン県知事に支払われた。
- 2017 年 7 月にチレボン県知事らは、現代建設が費用を負担する形で韓国を旅行した。

なお、KPK 及び被告である元チレボン県知事は第一審判決の翌週にそれぞれ控訴したが、第二審判決(2023 年 10 月 17 日)でも有罪が言い渡された。現在、KPK 及び被告がそれぞれ上告したため、最高裁で審理中となっている(2023 年 11 月 9 日現在)。

質問:

1. 今回の一連の公判及び判決内容を通じて明らかにされた事実、つまり、2 号機事業に係る贈収賄行為が確実に行われていたこと、また 2 号機事業の EPC 契約者である現代建設(Hyundai Engineering and Construction Co., Ltd.)だけでなく、借入人である CEPR の元上級幹部も同贈収賄行為に関与していたことは、極めて重大な事実である。公的輸出信用機関(ECAs)である JBIC が、「公的輸出信用と贈賄に関する OECD 理事会勧告」(OECD 贈賄勧告)¹⁵に基づき、2 号機事業に対する貸付実行の停止措置を速やかにとること、また融資未実行残高を取消すとともに、これまでに実行した貸付については強制期限前弁済の措置をとることが必要であると考えるが、財務省の見解を伺いたい。

¹⁴ <https://www.detik.com/jabar/hukum-dan-kriminal/d-6811373/aliran-dana-pengamanan-demo-pltu-2-cirebon-yang-dibongkar-sunjaya>

¹⁵ [https://one.oecd.org/document/TAD/ECG\(2019\)2/En/pdf](https://one.oecd.org/document/TAD/ECG(2019)2/En/pdf)

2. 借入人である CEPR の元上級幹部が被告に対して直接資金供与を行っていたことが公判及び第一審判決の中で言及されている点は、JBIC としても認識しているという理解でよいか。JBIC がこうした重大な事実を認識している状況下においても、なお貸出停止等の措置を取っていないのであれば、そうした措置を依然として取らない理由について、ご教示いただきたい。

3. 贈収賄に係る事実関係の把握においては、当事者らが贈賄への関与を否定する可能性を考慮し、事業の許認可関連事項の経緯の整理や客観的な分析が重要であるとする。第一審判決の後、JBIC はこれまでにどのような事実関係の調査を行ってきたか、その調査結果の内容も合わせてご教示いただきたい。また今後、どのような事実関係の調査をいつまでに完了させる予定か、その方法及び期間について、ご教示いただきたい。